

(別添)

鳥取県立米子西高等学校バスケットボード交換取付業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県立米子西高等学校バスケットボード交換取付業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務場所等 鳥取県米子市大谷町200番地 鳥取県立米子西高等学校
- 3 業務期間 契約締結日から令和7年3月21日まで
- 4 業務内容等 経年劣化により損傷の著しい第二体育館ステージ側のバスケットボード2枚の更新を行う。
- 5 業務仕様
 - (1) 新たに備え付けるバスケットボードは、次の事項を満たすものとする。
 - ア 公式ルールに沿った規格であること。
 - イ ハンドル操作により繰出・収納できるものであること。
 - ウ 日本バスケットボール協会装置検定品であること。

【参考型式】

株式会社都村製作所 BA-4004
株式会社小川長春館 BB-567
 - (2) 新設に併せて既存バスケットボードの撤去も行うこと。
- 6 特記事項
 - (1) 諸法規の遵守
受注者は、本業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - (2) 作業日時、方法
受注者は、本業務の実施にあたっては事故のないよう安全には細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を発注者と十分協議の上、施設運営等に支障を生じないようにすること。
 - (3) 電気及び水道等の利用
本業務に必要な電気及び水道に関する費用は受注者の負担とする。ただし、施設管理者に了承を得た場合はこの限りでない。
- 7 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 8 秘密の保持
 - (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
 - (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
 - (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1) から (3) までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けず、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、令和 7 年 3 月 28 日（金）までに完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受ける。

12 委託料の支払

- (1) 受注者は、11 の完了報告が合格と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に請求に係る委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

13 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

14 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。